

本部町公告第102号

公募型プロポーザルの公告

本部町議場システム更新業務の委託について、下記のとおり公募型プロポーザルを行うので公告する。

令和7年10月14日

本部町長 平良 武康



1. 公募型プロポーザルに付する事項について

- (1) 業務名称 本部町議場システム更新業務（以下「本業務」という。）
- (2) 業務内容 末尾記載の仕様書等を参照。
- (3) 業務期間 契約締結の日の翌日から令和8年2月25日まで
- (4) 見積限度額 17,600,000 円（消費税及び地方消費税相当額を含む）

2. 公募型プロポーザルの全体スケジュール

本業務に係る公募型プロポーザルの全体スケジュールは下記のとおりとする。ただし、都合により変更することがある。

実施の公告（ホームページ掲載）	令和7年10月14日（火）
参加申込書提出期限	令和7年10月31日（火）
技術資料提出期限	令和7年11月14日（金）
プレゼンテーション	令和7年11月下旬
特定通知	〃

3. 参加資格

- (1) 沖縄県内に本社、支店・営業所いずれかを有していること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更正手続開始の申立て及び民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。
- (5) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する団体等との関わりがないこと。
- (6) 直近5年以内に九州沖縄地区自治体へ議場システム元請または下請けとして導入実績があること。
- (7) 本業務の趣旨を十分に理解した上で、発注者と目的を共有し、「本部町議場システム更新業務仕様書」に示す業務内容をすべて確実に履行できること。

4. 事務局（各書類の提出先）

〒905-0292 沖縄県国頭郡本部町字東5番地

本部町役場議会事務局（電話番号：0980-47-2651）

5. その他

本公告に記載がない事項およびその他詳細は、「本本部町議場システム更新業務プロポーザル発注要領」および「本部町議場システム更新業務仕様書」による。（本部町ホームページからダウンロードすることができる。）

以上